

平成30年度第1回宮崎県総合計画審議会
平成30年度第1回宮崎県地方創生推進懇話会

〔 日 時 平成30年7月3日(火)
14:30~16:30
場 所 宮 崎 県 庁 講 堂 〕

次 第

- 1 開 会
- 2 知事あいさつ
- 3 会長・座長の選出及びあいさつ
- 4 宮崎県総合計画の改定及び政策評価について（諮問）
- 5 会長代理及び議事録署名委員指名
- 6 議題
 - （1）会議等の公開について
 - （2）宮崎県総合計画の改定方針について
 - （3）新しい「ゆたかさ」展開プログラムの政策評価について
- 7 その他
- 8 閉会

配布資料 一覧

次第

宮崎県総合計画審議会・宮崎県地方創生推進懇話会委員名簿、配席図

宮崎県総合計画審議会条例

宮崎県総合計画の策定及び政策評価について(諮問) (写)

議題 1 関係

○会議等の公開について

議題 2 関係

○宮崎県総合計画の改定方針

【資料】

本県の主な指標の動き

議題 3 関係

○新しい「ゆたかさ」展開プログラムの政策評価について

【資料】

- 1 平成30年度政策評価 内部評価結果
- 2 内部評価シート
- 3 政策評価シート
- 4 宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略KPIの進捗状況

宮崎県総合計画審議会・宮崎県地方創生推進懇話会 委員名簿

(学識経験者：五十音順 敬称略)

| 区分 | 氏名 | 役職名 | 備考 |
|-----------|--------|------------------------------------------------|----|
| 学識 経験者 | 池ノ上 克 | 国立大学法人宮崎大学学長 | |
| | 加納 ひろみ | KIGURUMI.BIZ 株式会社代表取締役 | |
| | 河野 雅行 | 公益社団法人宮崎県医師会会長 | 欠席 |
| | 菊池 克頼 | 宮交ホールディングス株式会社代表取締役社長 | |
| | 楠元 洋子 | 社会福祉法人キャンパスの会理事長 | |
| | 佐多 裕之 | 公益財団法人宮崎県体育協会専務理事 | 欠席 |
| | 平 奈緒美 | 西諸地区森林組合代表理事組合長 | |
| | 出口 近士 | 国立大学法人宮崎大学地域資源創成学部教授 | |
| | 中川 育江 | 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長 | |
| | 中川 美香 | 株式会社宮崎日日新聞社生活文化部長兼論説委員 | |
| | 長友 宮子 | 株式会社ナチュラルビー代表取締役 | |
| | 難波 裕扶子 | 南日本ハム株式会社管理本部食育広報推進課長 | |
| | 新原 とも子 | 門川町教育長 | |
| | 西片 奈保子 | 国立大学法人宮崎大学産学・地域連携センターコーディネーター | |
| | 平野 亘也 | 一般社団法人宮崎県銀行協会会長 | 欠席 |
| | 福良 公一 | 宮崎県農業協同組合中央会会長 | 欠席 |
| | 美根 香奈子 | 宮崎県PTA連合会 | |
| | 米良 充典 | 一般社団法人宮崎県商工会議所連合会会頭 公益財団法人みやざき観光コンベンション協会会長 | |
| 市町村 代表 | 戸敷 正 | 宮崎県市長会会長 | |
| | 黒木 定藏 | 宮崎県町村会会長 | 欠席 |

○宮崎県総合計画審議会条例（平成18年3月29日条例第1号）

（設置）

第1条 県の総合的な計画に関する事項を調査審議するため、宮崎県総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、県の総合的な計画の策定及びその推進に関する事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員22人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、学識経験を有する者、市及び町村の代表者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(写)

20110-1170

平成30年 7月 3日

宮崎県総合計画審議会会長 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣

宮崎県総合計画の改定及び政策評価について（諮問）

現行の県総合計画「未来みやざき創造プラン」（平成27年改定）は、将来を展望した「長期ビジョン」と4年間の施策展開を示した「アクションプラン」で構成されており、本県はこの計画に基づいて県政を推進しております。

このうち、「アクションプラン」については、本年度で計画期間が終了することから、まず、現行計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえた「長期ビジョン」の所要の見直しを行った上で、新たな「アクションプラン」を策定することとなりますので、今後の県政運営の指針となる総合計画の改定及びその推進に関する次の事項について、貴審議会に諮問いたします。

記

- 1 宮崎県総合計画の改定について
- 2 アクションプランの政策評価について

（文書取扱 総合政策課）